



No.	区域線
A	(都)大阪外環状線からの 50m の後退線
B	(都)大阪外環状線の道路端
C	(都)喜志甲田線の道路端
D	近隣商業地域の境界線
E	(都)喜志甲田線の道路端
F	羽曳野市道大黒壺井 1 号線の道路端
G	富田林市と太子町の境界線

- : 東高野街道
- : 街道 (景観行政団体部分)
- : 街道 (道が喪失しているところ)

※歴史的街道区域(一般区域)は、大阪府域の歴史的街道及びその沿道の区域(道路の端から両側 10m の幅の区間を合わせた区域)です。